

一般競争入札を行うので、恵庭市契約事務規則（平成9年規則第10号）第6条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月14日

恵庭市長 原 田 裕

記

1. 入札に付する事項

- (1) 件 名 無人航空機（ドローン）売払事業
- (2) 売払対象物件 無人航空機（DJI Inspire2）

※付属品含む。詳細については紀尾井町総合戦略研究所(株)が運用する KSI 官公庁オークション内公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）の物件詳細画面により確認すること。

- (3) 売却区分番号 A-7
- (4) 予定価格 27,500円（消費税及び地方消費税含む）

2. 入札に参加する者に必要な事項

入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に規定する者
- (2) 恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成21年1月15日実施）に規定する指名停止の措置を受けている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定に該当する団体又は構成員
- (4) 日本語を完全に理解できず、日本国内に所在地及び連絡先を有さない者
- (5) 本公告のほか恵庭市契約事務規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）、恵庭市公有財産等インターネット売払事務取扱要綱（令和3年11月26日実施。以下「要綱」という。）、恵庭市インターネット公有財産売却ガイドライン及び売却システムに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者
- (6) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- (7) 恵庭市の公租及び公課を滞納している者
- (8) 入札事務に直接従事する者

3. 入札参加申込

(1) 申込方法等

入札に参加しようとする者は、申込受付期間中に売却システム上で必要事項を登録（「仮申込み」という。以下同じ。）し、次に掲げる書類を市長に提出（「本申込み」という。以下同じ。）しなければならない。

（ア）公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書（様式第1号）

（イ）個人の場合は住民票の写し、法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書
又は現在事項証明書）

（ウ）個人の場合は印鑑登録証明書、法人の場合は印鑑証明書

(2) 申込書等提出方法

入札参加希望者は、申込書等を郵送又は持参により提出するものとする。

(3) 受付期間

（ア）仮申込み

令和8年1月14日（水）午後1時00分から令和8年2月3日（火）午後2時00分までとする。

（イ）本申込み

令和8年1月14日（水）午後1時00分から令和8年2月3日（火）午後5時15分までとする。持参による場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和22年法律第178号）に規定する祝日を除く日の開庁時間（午前8時45分から午後5時15分まで）とする。また、申込書等を郵送により提出する場合は、申込締切日を必着とする。

(4) 提出場所

〒061-1498 北海道恵庭市京町一番地 恵庭市総務部財務室管財・契約課

(5) その他

（ア）申込みに関する費用は入札参加希望者の負担とする。

（イ）申込書に添付する各種証明書は、発行後3か月以内のものでなければならない。

（ウ）提出された申込書等は、無断で他に使用しない。なお、申込者の連絡先については、落札後における落札者への連絡調整に必要となることから、財産所管課へ情報提供する。

（エ）提出された申込書等は、返却しない。

（オ）受付期間終了後に恵庭市が受領した申込書等は、破棄する。

4. 入札参加資格の確認及び通知

提出された申込書等に基づき入札参加資格を確認し、その有無について電子メール等により申込者に通知する。

5. 入札保証金の納付又は代用担保の提供

- (1) 入札保証金の額 2,750円
- (2) 入札保証金の納付方法 クレジットカードによる納付
- (3) 入札保証金に代わる担保として認めるもの 公有財産売却システムを管理する事業者の保証
- (4) その他
 - (ア)入札保証金には利息を付さない。
 - (イ)入札開始2開庁日前までに恵庭市が入札保証金の納付を確認できない場合、当該申込者は入札することができない。
 - (ウ)落札者以外の者が納付又は提供した入札保証金等は、落札者の決定後返還する。
 - (エ)落札者の納付に係る入札保証金等は、当該落札者の同意を得て、契約保証金の全部又は一部に充当する。
 - (オ)落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付又は提供した入札保証金等は市に帰属する。

6. 下見会

下見会は実施しません。ただし、希望者は開庁時間内に窓口で申出することにより、当該物品等の確認をすることができます。

窓口：恵庭市消防本部 警防課（電話番号 0123-33-0999）

開庁時間：午前8時45分から午後5時15分（土日祝日除く）

※なお、当該物品を直接確認される場合は、事前に窓口の電話番号までご連絡ください。

7. 入札日時等

(1) 入札方法

入札参加者が売却システム上で入札価格（消費税及び地方消費税を含む。）を登録することにより行う。この登録は1回限り行うことができる。なお、入札書の提出等他の方法による入札は認めない。

(2) 入札期間

令和8年2月17日（火）午後1時00分から令和8年2月24日（火）午後1時00分まで

8. 入札の無効

入札者のした入札が要綱第11条の規定に該当する場合は、当該入札を無効とする。また、入札参加資格がない者が行った入札及び規則、要綱、ガイドラインその他に違反した者が行った入札は、当該入札を取消し、なかつたものとして取扱う。

9. 落札者の決定等

(1) 落札者の決定方法

売却システム上において入札期間終了後開札を行い、入札価格が予定価格（最高落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者とする。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、売却システム上を利用した自動抽選の方法により落札者を決定する。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。

(2) 落札者への通知

落札者には、恵庭市から入札終了後落札決定について電子メール等の方法により通知する。

(3) 落札決定の取消し

入札金額の入力間違いについては、落札者の決定を取消すものとする。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転せず、入札保証金は市に帰属する。

10. 契約書の作成 必要とする。

11. 契約保証金の納付

契約保証金は、落札金額の 10 分の 1 とする。ただし、落札者が入札保証金を契約保証金に充当することについて同意した場合は、入札保証金の額と同額とする。

12. 危険負担

売却物件の危険負担は、落札後契約を締結した時に落札者へ移転する。

13. 売払代金の納付

(1) 売払代金

落札者が入札した入札価格を売払代金とする。

納付する金額は、落札者が契約保証金を売払代金に充当することについて同意した場合は、入札金額から契約保証金を差引いた金額とする。

(2) 納付方法 銀行振込による納付

(3) 納付期限 令和 8 年 3 月 10 日（火）午後 2 時 30 分まで

(4) その他

（ア）売払代金の納付にかかる費用は、落札者の負担とする。

（イ）売払代金の納付期限までに納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金は市に帰属する。

14. 所有権移転

売却物件の所有権については、売払代金の完納を恵庭市が確認した時に落札者へ移転する。

15. 引渡し手続き

(1) 引渡し方法

引渡し後の物品等の運搬及び引渡しに関する手続きは落札者が行うものとします。

(2) 引渡し場所

引渡し場所は、北海道恵庭市有明町2丁目4番14号 恵庭市消防本部とします。

(3) 引渡し期間

引渡し期間は、売払代金の納付を恵庭市が確認した日から恵庭市が指定する日時とします。

なお、期間中の具体的な引渡し日時は、恵庭市と落札者とで、協議により決定するものとするが、その場合においても、土日祝日以外の日のうち午前8時45分から午後5時15分までの間とする。

(4) 引渡しに関する費用

引渡しに関する費用は、落札者の負担とします。

(5) 引渡し条件

- ・物品等は、経年や使用による汚れ、傷、色あせ等があることを承知し、現状有姿による引渡しとします。

- ・引渡した物品等は、いかなる理由があっても返品は認めません。

- ・引渡し後の物品等の運搬は落札者が行うものとし、引渡しに関する手続きも落札者が行うものとします。

- ・落札者は、物品等の引渡し時に受領書を提出するものとします。

16. 問い合わせ先

恵庭市総務部財務室管財・契約課

電話番号：0123-33-3131（内線：2251・2252）

FAX：0123-33-3137